

京都市告示第 403 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成24年2月10日から平成24年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、本市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務を委託します。

平成24年 2月10日

京都市長 門 川 大 作

- 1 氏名又は名称 (株)樽徳商店
- 2 住 所 京都市下京区西木屋町正面下ル八王子町110

(環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課)